平成２４年（フ）第２６１２号
大阪府寝屋川市黒原橘町15番21―601号
債務者　平岡　輝彦
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５４号
大阪市東淀川区菅原１丁目３番21号　308号
債務者　金﨑　友美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６４号
大阪府寝屋川市寿町20番４号
債務者　基森　雅子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２５号
大阪府枚方市新之栄町25―１、住民票上の住所大阪府枚方市甲斐田新町52番12号
債務者　清水　政恭
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７４号
大阪市平野区加美南１丁目７番19号、住民票上の住所大阪府八尾市竹渕西３丁目190番地サニークレスト平野ウイングスⅠ―107号
債務者　川田　雅実（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９５号
大阪府東大阪市若江北町２丁目８番30―605号
債務者　柳澤　茂伸
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１８号
大阪市旭区新森５丁目13番１号　新森ロータリーマンション302
債務者　山本友里子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８１号
大阪府豊中市利倉西２―７―23―502、住民票上の住所大阪府門真市大字稗島287番地の７
債務者　濵田　厚司
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９１８号
大阪市浪速区敷津東２丁目５番17号　平田ビル501号
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３０号
大阪市東住吉区今川６丁目３番34号
債務者　池田製袋所こと　池田　文子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９５号
大阪府摂津市東一津屋５番29号
債務者　石橋　　薫（旧姓浦川）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３００８号
大阪市福島区野田５丁目16番２―703号
債務者　牛島　和則
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１３号
大阪府高槻市深沢町２丁目２番８―912号
債務者　松山雅春こと　沈　　洙鉄
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１４号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番48号　メゾンラベール201、前住所大阪市平野区平野宮町２丁目９番22号
債務者　米藏　英和
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０２６号
大阪市大正区泉尾３丁目３番７号　ハイグレード泉尾502号、前住所大阪市大正区小林東３丁目11番15号　ヤマサンマンション
債務者　濱浦　富治
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１号
茨城県つくば市谷田部3070番地１
債務者　中山　典子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３号
茨城県つくば市高崎1792番地２　マルメラーデ202号、前住所茨城県土浦市烏山５丁目1877番地４　レオパレスＳ＆ＨⅡ204
債務者　木村　雄一（旧姓豊嶋）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係